

士幌町原材料高騰対策事業者支援金給付申請書に係る
売上高及び原材料単価が確認できる書類の写しの提出の省略調書

【認定経営革新等支援機関等確認欄】

申請者 _____ の申請に係る別紙 1 の及び別紙 2 の調書内容について、記載どおりである旨を確認しました。

所在地	
名称	
代表者の 役職と氏名	(印)
担当者氏名	
電話番号	
電子メールアドレス	
提出を省略する 書類の確認欄	<ul style="list-style-type: none"> ● 比較期間の事業収入が確認できる書類 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> ① 所得税確定申告書、青色申告決算書 <input type="checkbox"/> ② 法人事業概況説明書 ● 対象期間の事業収入が確認できる書類 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 確定申告の基礎となる売上台帳等 ● 原材料単価が確認できる書類 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 原材料の単価が記載されている請求書等 <input type="checkbox"/> その他 (_____)

士幌町及び所管する担当課職員から上記「提出を省略する書類の確認欄」に示した書類の提示または提出を求めることがあります。士幌町補助金等交付規則（昭和53年規則第8号）第22条第2項により、当該補助事業等の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存して下さい。